

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和7年9月24日

今治市長 徳永 繁樹



1. 業務概要

(1) 業務名

国際交流推進業務並びに小中学校外国語指導助手（ALT）受入支援業務及び管理業務

(2) 業務の目的

英語を公用語とする海外都市と国際交流協定を締結し、その都市から招致した外国語指導助手（ALT）を今治市立小中学校に配置し、生きた英語に接する機会を提供し、児童・生徒の英語学習への意欲や関心を高めて外国の文化に対する理解を深めながら、外国語によるコミュニケーション能力を育成すること。

(3) 業務内容

詳細は、別紙「国際交流推進業務並びに小中学校外国語指導助手（ALT）受入支援業務及び管理業務仕様書」（以下「仕様書」といいます。）のとおりに

(4) 履行期間

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 協定締結支援業務 | 契約締結の日から令和8年3月31日まで |
| ② ALT受入支援業務 | 契約締結の日から令和9年3月31日まで |
| ③ ALT管理業務 | 契約締結の日から令和9年3月31日まで |

2. 見積限度額

(1) 協定締結支援業務

3,935,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) ALT受入支援業務及びALT管理業務

117,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、(1)・(2)各業務の参考見積額が、それぞれの見積限度額を超過した場合は失格とします。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザル

ルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

(1) 市税等において未納がない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

(5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

(6) 令和2年度以降において当該業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託の実績（実施中のものも含む。）を有する者。

5. 担当部署

今治市役所

教育委員会事務局 教育政策局 教育大綱推進課

〒794-0027 愛媛県今治市南大門町二丁目5番地1 第3別館2階

TEL：0898-36-1611

FAX：0898-25-1700

email：kyouikut@imabari-city.jp

6. 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

7. 実施要領等の配布

下記ホームページから令和7年9月24日（水）から令和7年10月7日（火）午後5時15分までにダウンロードするものに限りです。

今治市 教育大綱推進課内（ホームページ）

<https://www.city.imabari.ehime.jp/kyouikut/>

8. 参加表明

(1) 提出期間

令和7年9月24日（水）から令和7年10月7日（火）午後5時15分まで（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5.「担当部署」

(3) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式第2号）
- ③ 実績調書（様式第3号）
- ④ 今治市税完納証明書（原本）
- ⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）
- ⑥ 登記事項証明書（法人の場合）（原本）
- ⑦ 印鑑登録証明書（原本）
- ⑧ 申立書（様式第4号）（提出書類のうち、正当な理由があり提出できない書類がある場合に提出）

なお、当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者は、④～⑦の書類について、これを省略することができます。

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加資格審査結果通知書の受領後から令和7年10月14日（火）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5.「担当部署」

(3) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式第6号）
- ② 会社概要（様式第2号）
- ③ 実績調書（様式第3号）
- ④ 参考見積書（様式第7号）
- ⑤ 業務実施予定体制（様式第8号）
- ⑥ 企画提案書（任意様式）

(4) 提出部数

- ① 正本 1 部
- ② 副本 7 部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

10. 選定方法

選定は、国際交流推進業務並びに小中学校外国語指導助手（ALT）受入支援業務及び管理業務公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」といいます。）が行い、前記6.「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した者に対し企画提案についてのプレゼンテーション審査を実施し、前記6.「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価を行います。最高得点を挙げた参加者が2人以上いる場合は、企画提案力の評価点を合算し値が高い参加者を上位とします。なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

(2) 参加者が1者の場合は、選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

(3) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

11. 選定結果

選定結果を電子メールによりプレゼンテーション審査の参加者全員に通知します。

12. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合

(5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合

(6) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13. その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

(2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。